

○東京市保育研究會發會式

今回東京市視學諸氏、小學校長諸氏の唱導により『東京市保育研究會』新たに設けられ、二月廿八日其の發會式を擧げられた。其の規則は左の通りであるが、之れ實に東京市幼稚園教育界にとつて最も慶賀すべきことであつて、之れより東京市に於ける幼稚園教育の進歩改善必ず期すべきものであるを信ずるのである。全國主要なる府縣市に保育會の設立あるもの尠からず尙續々増加せんとせる時に際して、東京市にも亦此の會あるは、最も時宜に適したる、而して必要缺くべからざる擧といふべきである。吾人は滿腔の喜びを以て此の會の將來を祝し度いと思ふのである。

東京市保育研究會規則

- 第一條 本會ハ幼稚園ニ於ケル幼兒保育ニ關スル事項ヲ研究スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ヲ東京市保育研究會ト稱ス
- 第三條 本會ハ事務所ヲ東京市教育研究所ニ置ク
- 第四條 本會ハ市内幼稚園保姆ヲ以テ組織ス
- 第五條 本會ノ役員ハ左ノ如シ
會長 一名 幹事 五名
- 第六條 會長ハ本會ヲ代表シ本會一切ノ事務ヲ總理ス
- 第七條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ會務ヲ處理ス
- 第八條 本會ハ重要ナル事項ヲ審議セシムル爲メ評議員若干名ヲ置ク
- 第九條 會長ハ會員之レヲ推薦シ幹事及評議員ハ會長之レヲ委囑シ其任期ヲ各二ケ年トス

第十條 會長ハ必要ニ依リ委員ヲ置キ會務調査事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

第十一條 本會ノ事業ノ概要左ノ如シ
一、講習 二、講演 三、研究調査等

第十二條 本會ノ集會左ノ如シ
一、例會 毎年三回
二、總會 毎年一回

但必要アルトキハ臨時會ヲ開クコトアルベシ

第十三條 會員ハ會費トシテ毎年金六十錢ヲ三回ニ分納スルモノトス

第十四條 本會ノ規則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

○東京市教育會主催幼稚園教育講習會

前項東京市保育研究會の設立によつて、東京市の保育界は大いに活氣を呈し來つた時に當つて、東京市教育會の主催によつて幼稚園教育の講習會が開かれたことは、實に機を得たるものといふべきである。講習會は三月五日より同十日に至る六日間麹町小學校を會場として毎日三時間づゝ開かれ、左の諸問題に就て夫々講習せられたのであつて、出席聽講者東京市内及び附近の幼稚園保姆諸君の殆んど全部及び小學校教員中の特志諸君を加へて、非常なる盛會であつた。東京市教育會が特に我が幼稚園教育問題の爲めに、此の講習會を開催されたことは、斯界のために深く謝すべきことと思ふのである。

- (1) 幼兒取扱の實際 東京女子高等師範學校教授兼幼稚園主事 安井哲子君
- (2) 幼稚園教育の諸問題 東京女子高等師範學校講師文學士 倉橋惣三君
- (3) 黑板畫 東京市小川尋常小學校長 松田 茂君